

市町村の入所選考基準の例(K市)

別表1 保育所入所選考基準

| 番号 | 保護者の状況 | 細目 | ランク | |
|----|---|--|--|----------|
| 1 | 居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※ 常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により区分する。 | 月20日以上、1日実働7時間以上就労 | A | |
| | | 1 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 | B | |
| | | 2 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | C | |
| | | 1 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 2 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | D | |
| 2 | 自営 (自宅外自営、親族等か経営の自営を含む) ※ 経営規模・業種・労働時間・労働密度等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※ 内職従事者については、協力者の細目を適用する | 月20日以上、1日実働7時間以上就労 | A | |
| | | 1 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 | B | |
| | | 2 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | C | |
| | | 1 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 2 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | D | |
| 3 | 妊娠・出産 | 就労先確定 月20日以上、1日実働7時間以上 | B | |
| | | 1 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 | C | |
| | | 2 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | D | |
| | | 1 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 2 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | E | |
| 4 | 疾病・心身障害者 | 出産予定日の約1か月前から出産後1か月程度の間で、分娩・休業のため保育にあたることかできない 切迫流産等は「疾病」と扱う | C | |
| | | 1 常時臥床又は1か月以上の入院 | A | |
| | | 2 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に該当 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 | B | |
| | | 療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないか、自宅での療養を指示されている場合 | C | |
| 5 | 病院等居宅外での介護 居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む) | 介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。 | A~C | |
| | | 通院・通所に要する時間を含め介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く) | A~C | |
| 6 | 災害 | 災害の状況、復旧に要する時間等を基に居宅外労働の時間を準用する。 | A~C | |
| 7 | 市長による特別 | 通学 | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。 | A~D |
| | | ひとり親世帯等 | 自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先確定した場合は、その就労条件により項目番号1と2の労働基準を準用する。 | A~D |
| | | 求職活動 その他 | 求職のため昼間外出することを常態としている その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められるもの例)・児童を養育する能力が著しく欠如している ・深夜勤務のため昼間睡眠又は休養をとることを常態としている | E A~E |

(備考)・ランクは、A B C D Eの順に入所の順位が高いものとします。
・保護者の中でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します

別表2 同一ランク内での選考指数表

| 項目 | 説明 | 指数 |
|--|--|----------|
| 世帯状況 | ① 両親不存在世帯 ※ただし、就労先確定により別表1にて優先されているひとり親世帯等については別表2の同一ランク内での選考指数表の対象外とする。また、重複適用はしないものとする。例)父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする | 15 |
| | ② 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月程度 ウ 配偶者から6か月程度遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月程度別居している女子 | 10 |
| | ③ 父子世帯 母子世帯に準じる。 | 10 |
| | ④ 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合 | 7 |
| 就労実績 | 注1 1年以上の就労実績がある場合 半年以上の就労実績がある場合 | 2 1 |
| 認可外保育施設等の利用状況 | 保護者の就労等により、他に児童を保育するものなく、おなかも保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合 | 2 |
| 児童を養育する環境 | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育するものなくやむを得ず児童を職場へ連れて行く場合 | 1 |
| 同居の親族等の状況 | 注2 同居の親族その他の者が65歳未満の場合 | -3 |
| | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合 近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合 | -1 -1 |
| 産休明け、又は育休明け | 注3 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1~3月中の復帰者を含む。) | 2 |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 10 |
| 福祉事務所長が特に必要と認めた場合 | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 | 15 |

注1 児童の父母につきそれぞれ加算します。

注2 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合があります。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複しないものとします。

別表3 同ランク同一指数となった場合の調整項目表

| 項目 |
|--|
| 申込み時において保育料を滞納していない世帯 |
| 保護者の一方が長期不在(単身赴任、海外勤務、入院等)の世帯 ※確認できる書類等が必要で、児童を認可外保育施設等に預けている期間の長い世帯 |
| 就労実績(日数・時間)と運動した収入実績がある世帯 |
| 所得の低い世帯 |
| 児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯 |

保育所利用の仕組み

保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込
保育料の支払

【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託
保育費用(運営費)の支払

保育サービスに係る費用徴収基準額(平成20年度版)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳～6歳 |
|------|--|--------------------------|---------|----|---------|-------|
| | | 15.1万円 | 8.9万円 | | 4.3万円 | 3.7万円 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) | | 0円 | | 0円 | |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | | 6,000円 | |
| 第3階層 | | 市町村民税課税世帯 | 19,500円 | | 16,500円 | |
| 第4階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯 | 40,000円未満 | 30,000円 | | 27,000円 | |
| 第5階層 | | 40,000円以上 103,000円未満 | 44,500円 | | 41,500円 | |
| 第6階層 | | 103,000円以上 413,000円未満 | 61,000円 | | 58,000円 | |
| 第7階層 | | 413,000円以上 | 80,000円 | | 77,000円 | |

} 保育単価
(月額)

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

○保育士の配置基準

| 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4・5歳児 |
|-----|-------|------|-------|
| 1:3 | 1:6 | 1:20 | 1:30 |

○囑託医、調理員の配置

○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

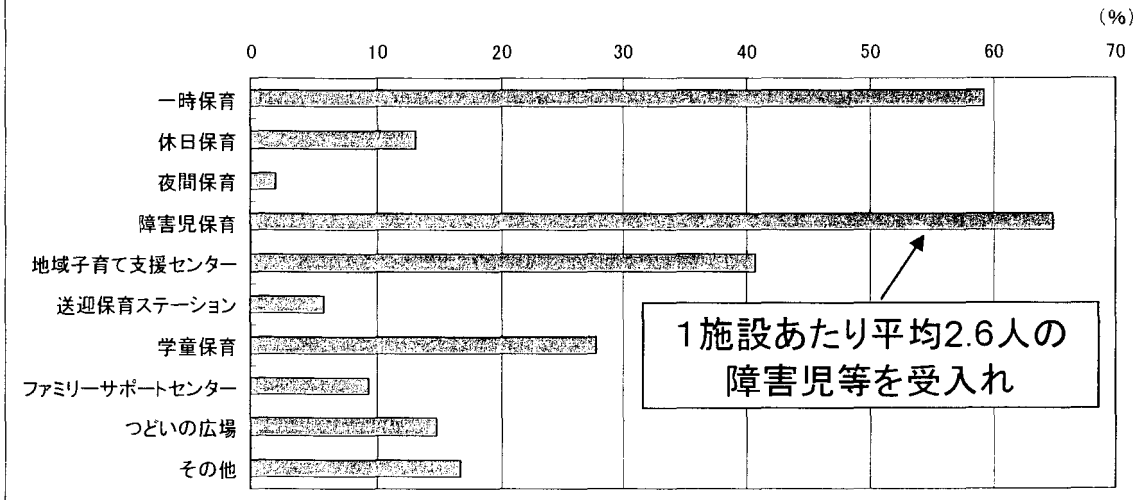
保育所保育指針(本年3月に告示化の予定)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

監査、評価

都道府県による監査
第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

保育所の現状と保育の質について

保育所(法人)が実施している事業



最近の保育所利用者の家庭状況の傾向 (主なもの)

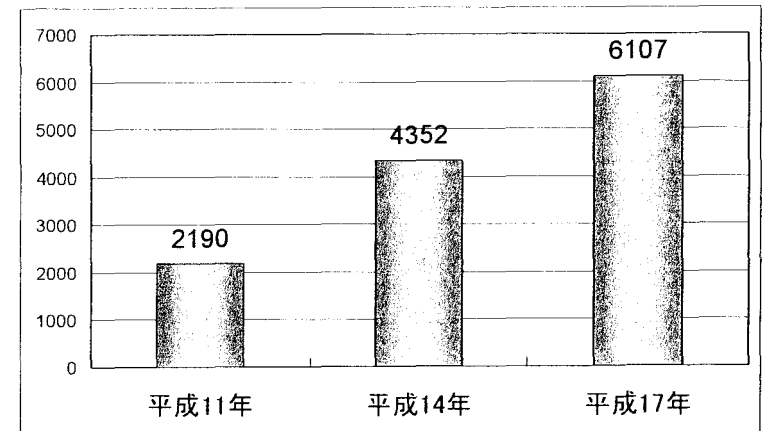
- ・ひとり親家庭の増加
- ・育児能力の低下(育て方がわからない、子どもの言いなり、子育てが保育所まかせ)
- ・生活リズムの乱れ(親中心の生活、夜型の生活、朝食抜き)

保育士の資質向上に必要だと感じていること(主なもの)

- 人間性の向上、自己研鑽
- 専門職としての知識、技能の向上
- 第三者評価を活用した保育内容の理解
- 研修システムの確立
- 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- 保育士養成課程の充実

(資料)全国保育士会委員意識調査結果(平成16年3月全国保育士会)

(参考)短時間勤務保育士を導入している保育所数
(資料:地域児童福祉事業等調査(厚生労働省))



保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
(大学、短大、専修学校等での所定の
課程(2年以上)の履修)
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共
団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

313,799人(うち非常勤30,703人)

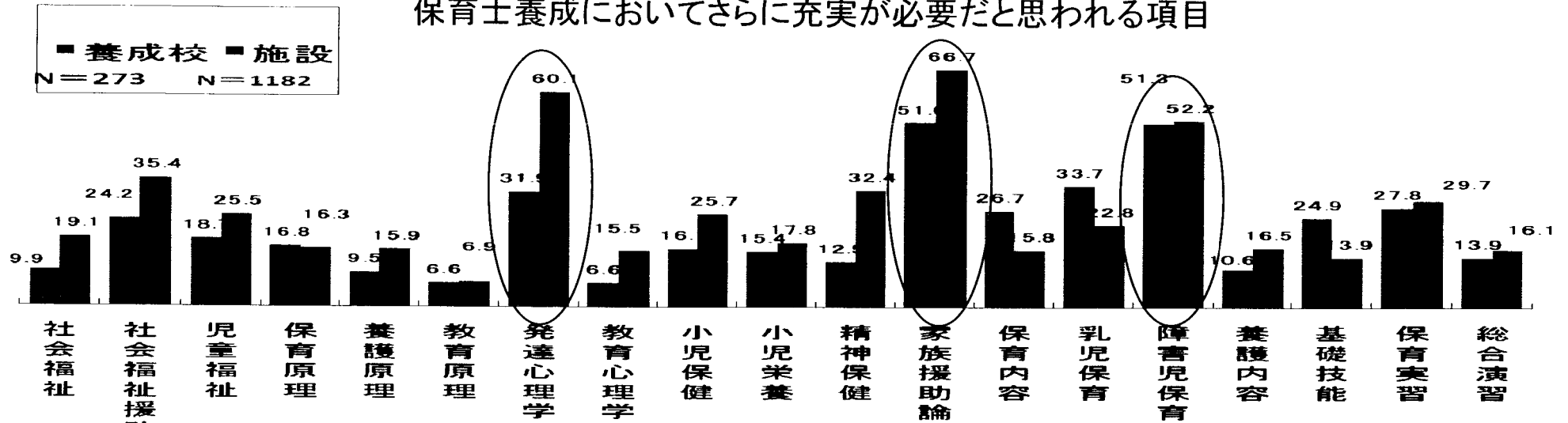
社会福祉施設等調査(H18年)

保育士養成課程(概要)

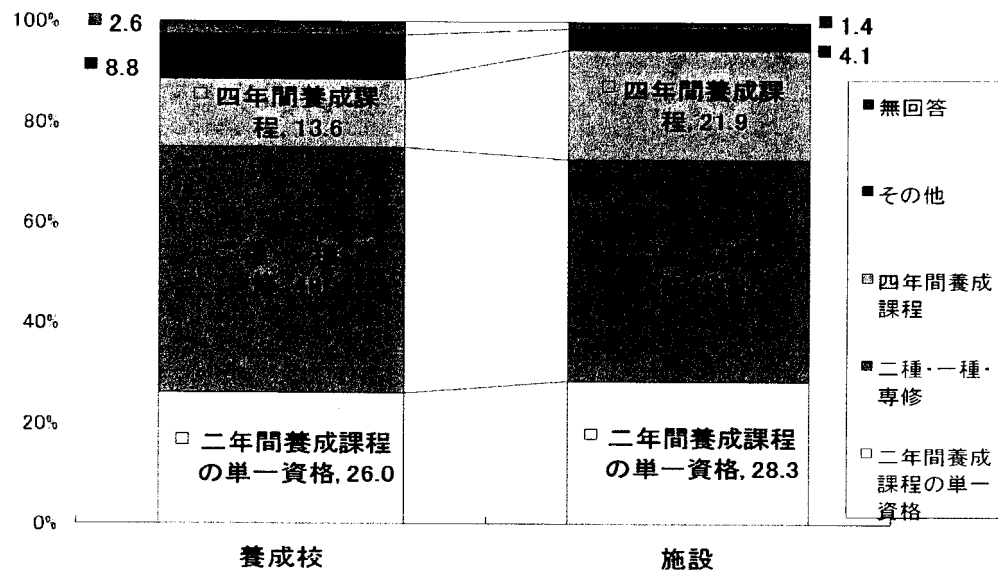
- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
 - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
 - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

保育士養成について

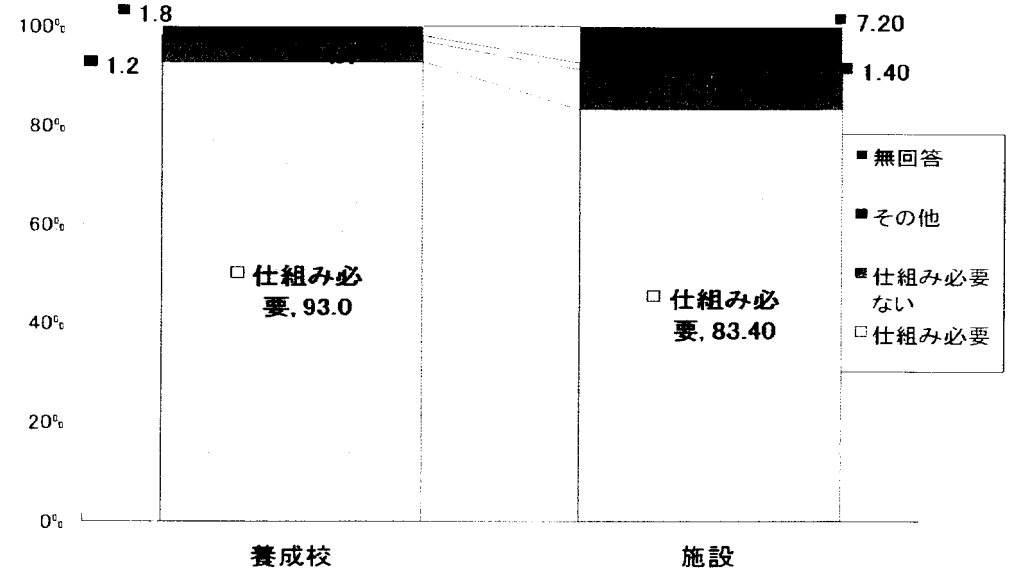
保育士養成においてさらに充実が必要と思われる項目



望ましい保育士養成年限について



四年間養成課程資格へのステップアップについて



各職種の給与額、年齢、勤続年数

| 区 分 | きまって支給する現金給与額 | 年 齢 | 勤続年数 |
|---------|---------------|--------|--------|
| 保育士 | 21.8 万円 | 32.8 歳 | 7.6 年 |
| ホームヘルパー | 20.2 万円 | 43.6 歳 | 4.4 年 |
| 看護師 | 31.8 万円 | 36.2 歳 | 7.1 年 |
| 幼稚園教諭 | 21.9 万円 | 30.6 歳 | 6.7 年 |
| 全産業平均 | 33.1 万円 | 41.0 歳 | 12.0 年 |

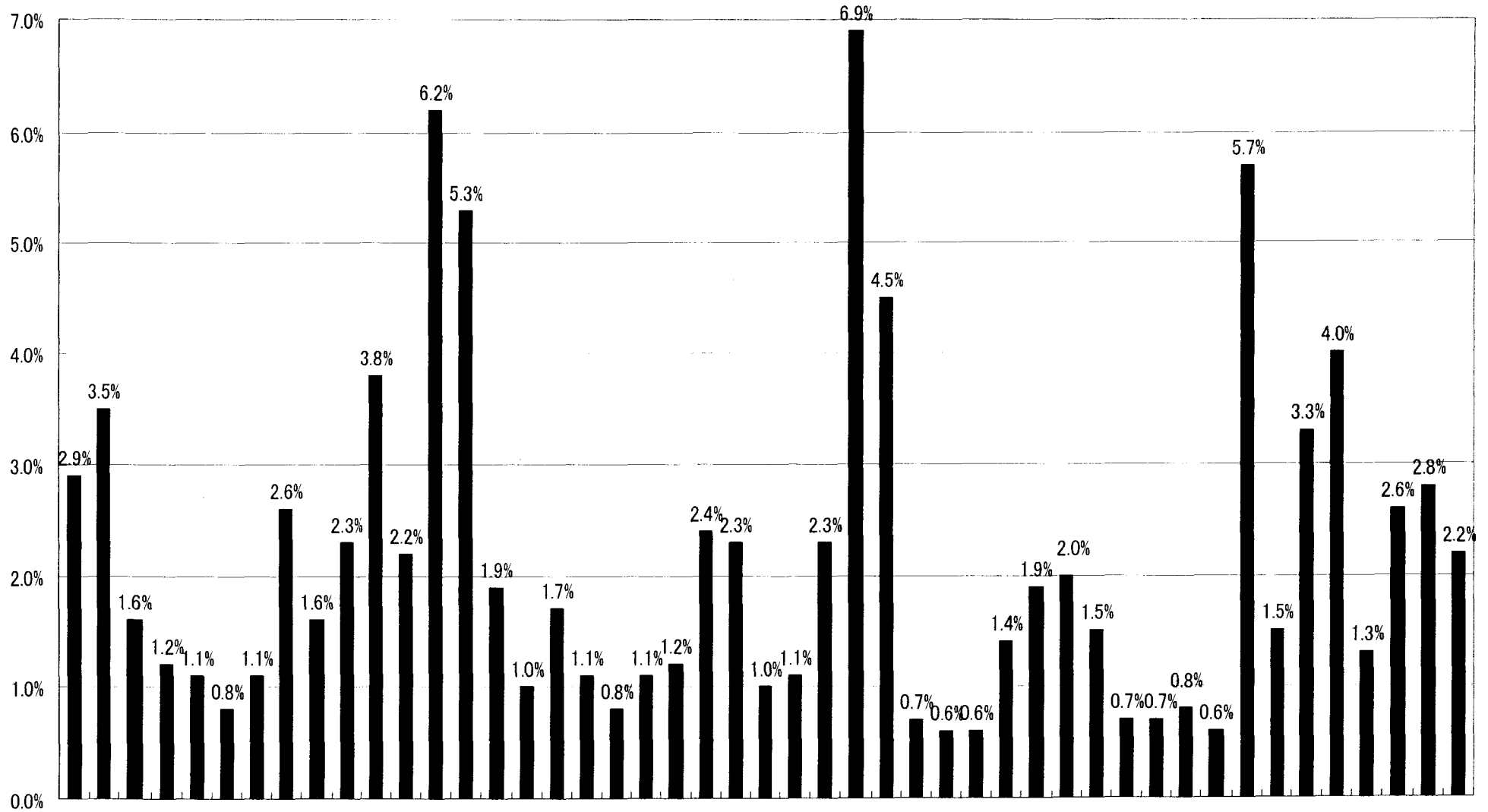
出典：平成18年賃金構造基本統計調査

※職種別の調査であり、保育士については保育所に勤務している者だけではない

※きまって支給する現金給与額は、6月分として支給された現金給与額で、所得税、社会保険料などを控除する前の額

実施割合(%)

延長保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



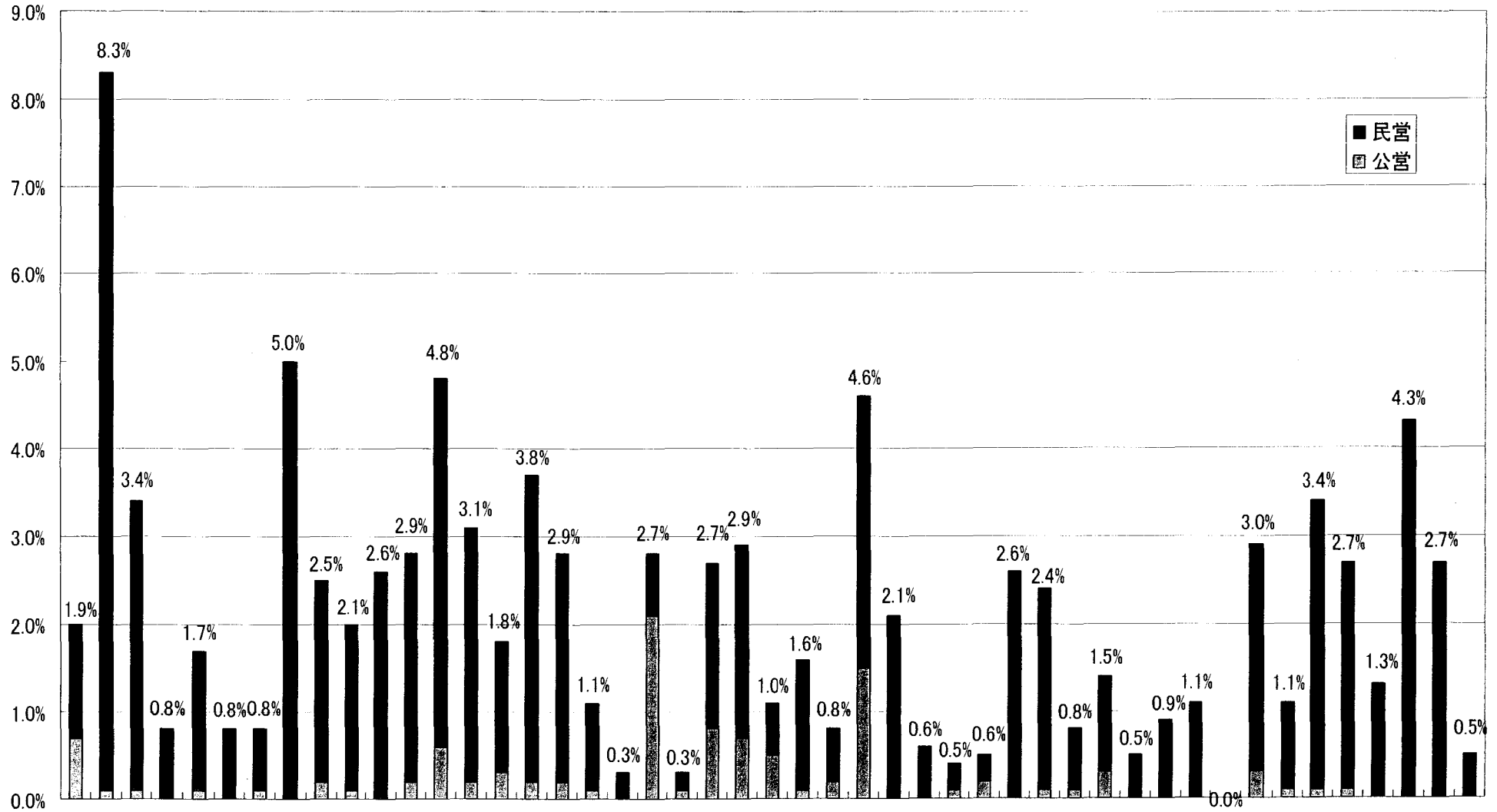
北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
 海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島岡山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
 道県県
 県

* 1 実施割合は、延長保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の延長保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース・公立保育所は含まない。)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

実施割合(%)

休日保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】

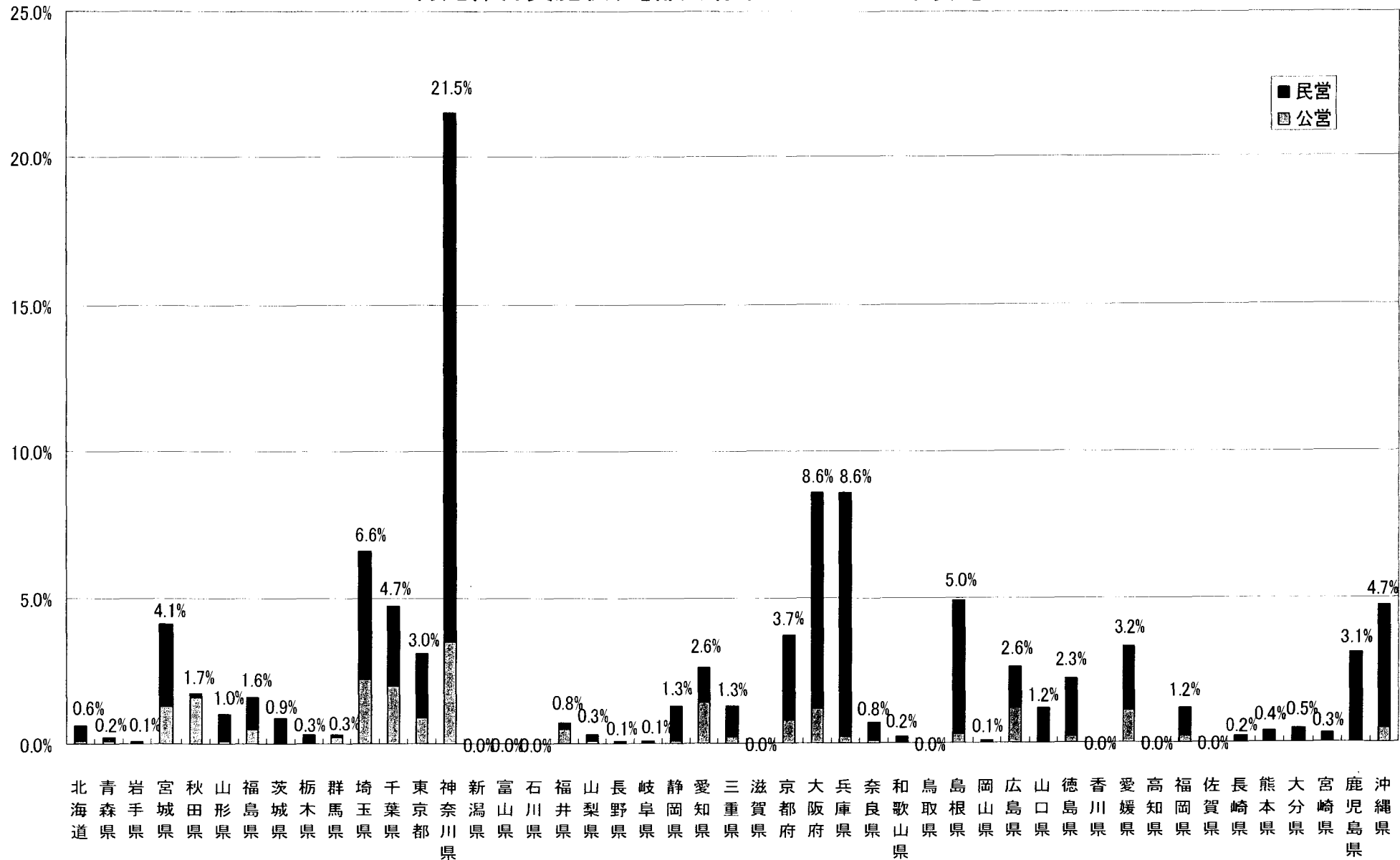


北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
 海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄
 道県県県県県県県県県県県都川県県県県県県県県県県県府府県県県山県県県県県県県県県県県県県県県県県県県
 県

* 1 実施割合は、休日保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の休日保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

実施割合(%)

特定保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



* 1 実施割合は、特定保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の特定保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。